

多摩市地域公共交通会議設置要綱の改正について（報告）

今回第10回多摩市地域公共交通会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面での開催とさせていただきます。それに伴い令和2年4月1日より、交通会議の委員構成・設置の目的等を定める「多摩市地域公共交通会議設置要綱」の改定を行いましたのでご報告いたします。本来であれば本件について、会議に諮った上で委員の皆様のご意見を頂きながら要綱の改正を行うところですが、緊急度を鑑み、会長と協議の上で改正を行いました。

1 【主な改正点】

○会議の書面などによる開催

昨年度までの要綱では、開催場所へ委員の皆様が足をお運びいただき、ご出席していただかなければならない決まりでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止などやむを得ない場合は、書面などによる開催が出来るよう改正を行いました。（第7条）

○委員の上限人数の増加と撤廃

令和2年3月に策定した多摩市地域公共交通再編実施計画に基づく実証実験の実施など、多摩市の交通政策は更に活発になることが予想されます。会議での協議をよりフレキシブルなものにするため、委員全体の上限を25名から30名に引き上げました。また、第3条各項で定める委員についての上限も撤廃しております。（第3条）

2 【書面会議結果について】

今回第10回多摩市地域公共交通会議の開催結果については、令和2年10月に開催予定の交通会議にて報告する予定です。

3 【新旧対照表（一部抜粋）】裏面参照

全文については資料6をご確認ください。

【裏面あり】

改正後	改正前
<p>(構成)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者（以下「委員」という。）30人以内をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 関係する公共交通事業者等</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者</p> <p>(5) 市民又は旅客</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) 学識経験を有する者</p> <p>(11) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による委嘱又は任命に当たっては、交通会議の公正かつ中立な運営のため、特定の構成員に偏らないよう留意するものとする。 (書面等による議決)</p> <p>第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、交通会議の会議の開催に代えて、書面又は電磁的記録により委員に対して意見を求めるとともに、その提出された意見により議事を決することができる。</p> <p>2 前項の規定により議事を決したときは、直近の交通会議の会議においてその結果を報告しなければならない。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）25人以内をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 関係する公共交通事業者等 8人以内</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者 2人以内</p> <p>(5) 市民又は旅客 3人以内</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者 5人以内</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) 学識経験を有する者 1人以内</p> <p>(11) 略</p> <p>2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。</p>